

■ 4条1項11号

不服 2022-001356

<本願商標>

「KOU J YU」（標準文字）

第33類「清酒，焼酎，合成清酒，白酒，直し，みりん，中国酒，薬味酒」

※補正後の指定商品

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標1：「煌寿」（標準文字）

第32類「ビール」及び第33類「日本酒，洋酒，果実酒，中国酒，薬味酒」

引用商標2：「光樹」（標準文字）

第33類「清酒」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、・・・、「KOU J YU」の文字を標準文字で表してなるものであるから、その構成文字に相応して「コージュ」の称呼を生じるものである。

そして、原審説示のとおり、我が国において、一般に、漢字と片仮名表記又は欧文字表記は、併用される事情があることからすると、欧文字で「KOU J YU」と表記される語は、片仮名では「コージュ」と、漢字では特定の意味を有する「紅樹」、「口授」又は「皇寿」等と表記されるものというのが相当である。

そうすると、本願商標は、「コージュ」の称呼を生じるものであり、「KOUJYU」の文字は、「紅樹」、「口授」又は「皇寿」等の漢字を欧文字で表記したものといえることから、「紅葉した、または紅色の花の咲いた樹。」、「口伝えに教えを授けること。」、「111歳のこと。」(いずれも「広辞苑 第七版」発行者：株式会社岩波書店)等の観念を生じるものである。

(2) 引用商標について

引用商標1は、・・・、「皇寿」の文字を標準文字で表してなり、引用商標2は、・・・、「光樹」の文字を標準文字で表してなるところ、引用商標1は、その構成文字に相応して、「コージュ」の称呼を生じるものであり、「皇寿」の漢字は、一般の辞書等に載録された特定の意味合いを有する語ではないが、その構成中の「皇」の漢字は「かがやく。」の意味を有し、「寿」の漢字は「とし。長生き。」(いずれも「漢字源 改訂 第四版」発行者：株式会社学習研究社)の意味を有する語であるから、これらの漢字を結合した引用商標1は、直ちに、特定の観念を生じるとまではいえないものの、「かがやくとし。」ほどの意味合いを暗示させる。

また、引用商標2は、その構成文字に相応して、「コージュ」の称呼を生じるものであり、「光樹」の漢字は、一般の辞書等に載録された特定の意味合いを有する語ではないが、その構成中の「光」の漢字は「ひかる。」の意味を有し、「樹」の漢字は「き。たちき。」(いずれも前掲書)の意味を有する語であるから、これらの漢字を結合した引用商標2は、直ちに、特定の観念を生じるとまではいえないものの、「ひかる木」ほどの意味合いを暗示させる。

(3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標とを比較すると、両商標は、欧文字と漢字の差異があることから、外観において明確に区別し得るものである。

次に、称呼においては、本願商標と引用商標から生じる「コージュ」の称呼は同一であり、称呼を共通にするものである。

そして、観念においては、本願商標から生じる「紅葉した、または紅色の花の咲いた樹。」、「口伝えに教えを授けること。」、「111歳のこと。」等の観念と、引用商標1が暗示する「かがやくとし」ほどの意味合い及び引用商標2が暗示する「ひかる木」ほどの意味合いとは相違するため、両商標は、観念において相紛れるおそれのないものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、「コージュ」の称呼を共通にするとしても、外観において明確に区別し得るものであり、観念において相紛れるおそれのないものであるから、両商標の外観、称呼及び観念等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は非類似の商標と判断するのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標と類似しない商標であるから、本願の指定商品と引用商標の指定商品とは、同一又は類似するものであるとしても、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「KOUJYU」と引用商標「煌寿」及び「光樹」は、「コージュ」の称呼を共通にするとしても、外観において明確に区別し得るものであり、観念において相紛れるおそれのないものであるから、両商標の外観、称呼及び観念等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は非類似の商標と判断するのが相当である、と判断されました。

まず、本審決は、本願商標と引用各商標のそれぞれから生じるとされる観念の認定が、非常に独特であるという印象を受けました。特に、本願商標については、「KOUJYU」から特定の漢字が直ちに想起できないのであれば、それはもはや特定の観念は生じないということになるのではないかと考えますが、本審決では、(半ば強引に?)複数の観念が生じると認定されています。

この点、さすがに「はじめに結論ありき」ではありませんが、特許庁には、どうしても本願商標と引用各商標を非類似と判断したかった事情があったのではないかと、個人的には思えてなりません。

ところで、少し調べてみたところ、請求人(本願商標の出願人)は、引用各商標よりも先に、「紅寿\コージュ」(登録4999203号)や「紅壽」(登録第5110363号)について商標登録を受けているようです。そして、後願となる引用商標の「煌寿」及び「光樹」は、それぞれ別の会社が保有する登録商標です。

つまり、請求人の「紅寿\コージュ」や「紅壽」と、「煌寿」、「光樹」は、それぞれ併存登録されている状況であると見受けられます。しかも、「煌寿」及び「光樹」は、審査で拒絶理由通知が一度も発せられることなく、登録査定となったようです。

このような経緯を踏まえますと、請求人が本願商標を登録したいと考える気持ちも、よくわかるように思います。なぜなら、「コージュ」と読める登録商標が併存している状況では、これをアルファベット表記だけにした商標が安全に使用できるものかわからないからです。

もしかすると、特許庁としては、上述のような登録状況を考慮した上で、アルファベットの「KOUJYU」の使用を独占させるとすれば、やはり先に「紅寿\コージュ」等を登録していた請求人に…、という思いがあったのかもしれない。

純粋に本事件における判断手法だけを考えると、納得できない点もありますが、上述のような事情を踏まえれば、本審決の結論には、個人的に首肯できる気がします。

(弁理士 永露 祥生)

<2022年12月2日>